

(訟ろー15-A)

平成29年6月16日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉 田 智 宏

刑事被告事件の法廷等の入口における所持品検査の実施について（事務連絡）

本日、非裁判員裁判事件において、保釈中の被告人が、判決宣告中にあらかじめ法廷内に持ち込んだ刃物で、傍聴席にいた2名に切り付けて怪我を負わせたという事案が発生しました。

各庁においては、裁判員裁判事件について、裁判員等の安全確保に万全を期するとの観点から、金属探知機を用いた所持品検査の実施を積極的に検討していただいているものと承知しておりますが（3月27日付け当職事務連絡「裁判員裁判事件における金属探知機による所持品検査の実施について」参照）、被告人を含む事件関係者や傍聴人により危険物が法廷に持ち込まれることを未然に防ぐため、裁判員裁判事件に限らず、安全確保に関わる情報について、当事者等からの情報収集を一層密に行い、収集した情報をもとに、事案の内容や被告人を含む関係者の日頃の言動、関係者間の人的関係等に照らし、危険物の持ち込みの危険性を否定できない事案については、金属探知機を用いた所持品検査の実施等を積極的に検討してください（事案によっては、金属探知までは行わず、所持品検査のみを実施することもあります。）。

裁判官を含む関係職員に対し、本事務連絡を周知して下さい。

本事務連絡の内容については、関係局と調整済みです。